

## 合併公告

平成19年8月17日

株主および債権者各位

東京都中央区日本橋室町二丁目3番14号  
東京製綱株式会社  
代表取締役 田中重人

当社は、平成19年8月7日（火曜日）開催の取締役会において、平成19年10月1日（月曜日）を効力発生日として、東京製綱スチールコード株式会社（本社 岩手県北上市北工業団地7番1号）と合併することを決議いたしました。この合併により、当社は東京製綱株式会社の権利義務全部を承継して存続し、東京製綱スチールコード株式会社は解散することいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

当社は、会社法796条第3項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、当社は東京製綱スチールコード株式会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

### 記

1. この合併に対し反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内に書面によりその旨をご通知ください。
2. 株式買取請求をされる株主は、合併の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
4. 合併当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社：証券取引法による有価証券報告書を提出済

東京製綱スチールコード株式会社：平成19年8月17日付官報192頁（号外第187号）

以上